

第4回伊予市参画協働推進委員会 会議録

【日時】 令和元年11月22日（金） 10時00分～11時02分

【場所】 伊予市役所5階 委員会室

【出席者】

委員会委員：笹本治久、橘慶子、梶原辰規、武内英治、山内裕美、岡崎晃 以上6人

事務局：総務課（河合浩二、谷仲寿夫、坪田考宣）

【欠席者】

小西千鶴子、相田春代

【次第】

開会

1 議事

- (1) 伊予市自治基本条例の施行状況について
- (2) 伊予市自治基本条例の見直しについて
- (3) 伊予市協働の指針（案）について
- (4) その他

2 その他

閉会

【内 容】

開会

1 議事（伊予市自治基本条例の施行状況及び伊予市自治基本条例の見直しについて）

議長： それでは、議事を進行したいと思います。

議事の進行につきましてお願いがございます。議事進行中の発言に関しましては、挙手をいただきまして、その後、お名前をおっしゃってから話していただいたと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、会議の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次第の3、議事の1、伊予市自治基本条例の施行状況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 失礼いたします。

ここで事務局より提案がございます。自治基本条例の施行状況調査についてでございますが、議事の2で、この後御説明申し上げることになっております伊予市自治基本条例の見直しの中で、本市の条例の取り組み状況を説明する箇所がございますので、効率化を図るため、議事1と2を一括して御説明することとしてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長 : はい。

事務局 : いいですか。

議長 : どうぞ、はい。

事務局 : それでは、ただいまより伊予市自治基本条例の見直しを説明しながら、あわせて施行状況調査の報告をさせていただきます。

資料につきましては、資料の2を基本に説明し、本市の状況調査のところで資料1の確認を行います。

それでは、説明をさせていただきます。

資料の2の令和元年度伊予市自治基本条例見直し（点検）資料の1ページを御覧ください。

さて、先般開催いたしました第3回の委員会の中で、条例の見直しについては、参考に他市の改正の状況や本市の条例の取り組みを確認し、情報提供させていただいた上で御検討いただくということになっておりましたので、その方針に従って説明させていただきます。

最初、資料の見方について御説明いたします。

まず最初に条文がありまして、その下に、その条文を示す内容を書いております。

その下に（情勢の変化）として、本市を取り巻く社会状況等の変化について
記載 しております。

続いて、その下が（市の取り組み）となっております。こちらが資料1に当たります伊予市自治基本条例の施行状況調査になっており、市の取り組みが行われておりましたものを記載しております。個々の説明については、各課から多数の報告があり、時間の制約もございますので、各章単位の報告の中でさせていただきます。

次が（他市の改正状況）となっております。最近、条例の改正が行われている他市の状況について、ホームページ等で確認できた内容を記載しておりますが、語句の改正等、余り重要でないと思われるものについては記載しておりませんので、御了承願います。

ございませんでした。

本市の取り組み状況といたしましては、資料1、自治基本条例の施行状況調査の資料になるんですけれども、資料1の1ページと2ページとなりますので、そちらのほうをごらんください。

議会に関する部分では、第7条のところで、定例会や臨時会の開催以外では、各地区での議会報告会を開催したり、またホームページや議会だよりでの広報活動、また平成29年には伊予市議会基本条例を制定するなど、開かれた議会に努めております。

市長関係では第9条となりますが、伊予市が進むべき方向性を広報紙やホームページで公表したり、実際に施策を実行する職員の人材育成として職員研修制度や各課で行われる事業説明会への参加を通じて、その能力の向上を図っておるところでございます。

この章に関する見直しの点検報告といたしましては、本市の取り組みもごらんのように行われておりますし、一方、第5条及び第6条の市民の権利や責務、こちらのほうが資料2の4ページ、5ページの、4ページのところの下の表に書いているんですけれども、5条及び6条の市民の権利や責務のところ、他市では次代を担う子供の立場を尊重して独立した条をつくっているところもございましたが、本市においては、子供以外の方も同じく公平に考えていきたいという思いなども含めまして現状のままとし、この章における改正は生じないのではないかと事務局の報告をさせていただきます。

以上が第2章でございます。

続きまして、8ページ、第3章市政運営の原則について報告いたします。

目次で確認いたしますと、第12条（総合計画）から第19条（危機管理）までとなっております。

ここでは、本市の自治を実現するために必要となる持続可能な行政運営での取り組みやその対応方法についての内容となっております。

内容を確認しましたところ、情勢の変化としては、第13条（財政運営）のところで人口減少、これは9ページになりますけれども、人口減少や少子・高齢化、景気低迷により財政状況の改善がなかなか見出せていないというような状況について、また他市の改正状況ともあわせてになります、第19（条危機管理）、こちらが13ページになりますが、危機管理のところでは、近年多発、激甚化する自然災害について条レベルから章レベルに格上げをするとともに、災害発生時における自助や共助の規定を追加した熊本県の例を挙げております。

本市の取り組み状況といたしましては、次に資料1のほうに戻っていただきま

して、2ページから4ページとなっておりますが、そちらのほうをごらんください。

本章においては、第12条（総合計画）で、本市の基本計画となる総合計画として第2次総合計画を策定し、この計画をもとにして各事業が行われ、実施された事業については、その下、第14条ですね、行政評価を行うことによって事務事業のチェック機能を働かせて、いわゆる行政の無駄が生じないよう効率的な行政運営に努めております。

また、この総合計画を支える第13条（財政運営）については、厳しい状況中ではありますが、持続可能な財政運営を行うため中・長期計画を策定するほか、ここでは記載しておりませんが、財政改革プロジェクトチームを結成し、市職員への財政状況の説明や予算編成時における総合的な方針の決定等を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう努めているところでございます。

また、市民の市政への参画の前提条件となる第16条（説明責任）や第18条（意見等への対応）などについても各課が行政の透明性を高め、市民の皆さんに御理解いただけるような市政運営に努めているところでございます。

また、市政運営への不測の事態を回避するため、第19条（危機管理）でも危機管理マニュアルを作成し、普段から危機管理意識の向上を図っているところでございます。

この章に関する見直しの点検報告といたしましては、本市の取り組みもごらんのように行われておりますし、情勢への適応も図られておりますので、この章における改正は生じないものとの事務局としての報告をさせていただきます。

以上が第3章となります。

続きまして、14ページの第4章、参画と協働の原則について報告いたします。

目次で確認いたしますと、第20条（参画と協働）から第23条（住民投票）までとなっております。

ここでは、本市の自治の推進にとって必須条件となる市民の皆さんの市政への参画と、市民の皆さんと行政が協力してまちづくりを行う協働についての内容となっております。内容を確認したところ、情勢の変化や他市の改正状況につきまして特筆すべき内容はございませんでした。

本市の取り組み状況といたしましては、資料の1になりますが、4ページから7ページとなります。こちらのほうをごらんください。

本章においては、第20条（参画と協働）において、4ページですが、総務課では地域の中核施設となる集会所の改修事業への補助などで、地域のコミュニティ活動の支援を図っております。

また、その下の危機管理課では、近年多発する自然災害への備えとして自主防災会事業による活動支援を行い、地域防災力の向上に努めております。

また、行政から地域への委託事業といたしましては、5ページの農林水産課になりますけれども、森漁港の清掃委託契約、その下の経済雇用戦略課による鳥ノ木駅駐輪場管理等、また6ページの土木管理課になりますけれども、河川氾濫を抑止する樋門管理委託や都市住宅課の水道施設等維持管理などが行われているところでございます。そのほかにも6ページにある環境保全課のクリーン伊予運動など、市民の皆さんに地域づくり、まちづくりを担っていただいております。

また、市民の皆さんの御意見をいただき、市政への参画と協働を推進する第21条（意見公募手続制度）や、審議会で市民の皆さんに参加していただく第22条（審議会等の運営）による公募委員の選任、本委員会につきましては岡崎委員に当たりますが、条例や規則に基づいて適正に実施されております。

なお、第23条（住民投票）については、住民や議員等からの要望がございませんでしたので、実績なしということになっております。

この章に関する見直しの点検報告としては、本市の取り組みもごらんのように各般にわたって行われておりますし、情勢の変化等もありませんでしたので、この章における改正は生じないとの事務局としての報告をさせていただきます。

以上が第4章でございます。

続いて、16ページの第5章、住民自治について報告いたします。

目次で確認いたしますと、第24条（住民自治組織）と第25条（協働推進拠点）までとなっております。

ここでは、本市において参画と協働を地域レベルで実施する住民自治組織と、その活動の推進拠点となる自治支援センターについての内容となっております。内容を確認したところ、情勢の変化や他市の改正状況も特筆すべき内容はございませんでした。

本市の取り組み状況といたしましては、資料1になりますが、こちらの7ページから8ページをごらんください。

本章においては総務課が担当しておりますが、昨年度、住民自治組織を継続的に支援する仕組みとして、地域まちづくり交付金制度を制定し、財政的支援を行っております。また、人的支援としても、前回、前々回でもお話ししましたが、地域担当職員制度についても検討していこうかというようなことになっております。

こういった人的支援、財政的支援を行っているんですけども、しかしながら平成20年に伊予市初の住民自治組織が佐礼谷地区に設立してから10年以上となりますが、その他の組織の設立に至っていないのが現状でございます。こちらは、目標を立てて、今年度何か所つくりましょうとかといった行政が地域に押しつけるものではありませんが、今後人口減少や高齢化等により地域で支え合う仕組みづくりとして必ず必要になってくると思っておりますので、住民自治組織の必要性を一層周知していかなければならないと思っております。

この章に関する見直しの点検報告としては、本市の取り組みも改善の余地はあるものの、おおむね実施されておりますし、情勢の変化や他市の改正状況についてもございませんので、この章における改正は生じないのではないかとというような事務局としての報告をさせていただきます。

続いて、資料2に戻っていただきまして、18ページの第6章、推進体制について報告いたします。

目次で確認いたしますと、第26条（参画協働推進委員会）となっております。

ここでは、本市の参画と協働に関する事項全般について調査協議していただく機関としての内容となっております。内容を確認したところ、情勢の変化や他市の改正状況については特筆すべき内容はございませんでした。

本市の取り組みとしては、委員会の開催となっております、自治基本条例の施行状況や協働の指針の制定に向けた協議などを委員の皆さんの参加をいただきながら行っております。

この章に関する見直しの点検報告としては、本市の取り組みもおおむね実施されておりますし、情勢の変化や他市の改正状況についてもございませんでしたので、この章における改正も生じないのではないかと事務局としての報告をさせていただきます。

続いて、最後になりますが、19ページの第7章、その他について報告いたします。資料2のほうです。

目次で確認いたしますと、第27条（国及び他の地方公共団体との関係）と第28条（情勢への適応）となっております。

ここでは、本市の地方自治を推進するためのネットワークの確立や本条例が社会情勢に適応したものであるかを定期的に確認する内容となっております。内容を確認したところ、情勢の変化や他市の改正状況については特筆すべき内容はございませんでした。

本市の取り組みとしては、資料1のほうになりますけれども、8ページにありますように第27条関係では、国、県等との連携を図ることや現在松山圏域未来

共創ビジョンによる連携協定を行い、個々の自治体よりも広域で取り組んだほうが効率的なものについて、松山圏域、本市以外では松山市、東温市、砥部町、松前町、久万高原町で取り組んでおります。

また、第28条（情勢への適応）については、本年度が見直しの時期に当たるため、平成30年度での実績はございません。

この章に関する見直しの点検報告としては、本市の取り組みも実施されておりますし、情勢の変化や他市の改正状況についてもございませんでしたので、この章における改正も生じないのではないかとこの事務局としての報告をさせていただきます。

以上、第1章から第7章まで各章ごとに説明及び報告をさせていただきましたが、おおむね各条とも本市の取り組みはできておりますし、また自治基本条例が平成22年1月に施行されてからまだ10年足らずであり、この条例が自治に関する理念を取り扱うもので、そのために情勢の変化による影響も受けにくい性質のものであるということからも、総論的には今はまだ改正の段階ではないのかなという感じを持っております。

以上で議題の(1)伊予市自治基本条例の施行状況調査及び(2)伊予市自治基本条例の見直しについて報告いたします。

議長：ありがとうございます。

事務局からの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

ちょっと軽く流したので、ちょっと見ていただいて。

委員：はい。

議長：はい、どうぞ。

委員：結局、何も変化がないということですね、ほとんど。

事務局：そうですね。個々の小さい単位のところではあるのかもしれないのですが、先ほど申しましたように、全般的に取り組みも行われておりますし、この自治基本条例というのは、さっき申しましたとおり理念を取り扱うもので、そうたびたび変えるような性質のものでもないということから、まだ見直しをして改正するというようなものには至ってないのかなというようなことで考えております。

委員：よろしいですか。

議長：はい、どうぞ。

委員：私ごとで済みませんが、私の娘はインド料理をやっております。もう20年にもなるんですけども、今インドへ行っております。松山の商工会議所の人と行っています。インド人を使ってもらおうという、そういう関係から行ってるんで

すけれども、外に向けての伊予市は何もないような気がします。そして、娘から聞いた話ですけれども、ソフトバンクさんと灘のつながりは御存じですか、皆さん。

議 長 : 宮内さんですよ。

委 員 : 知ってますか。

議 長 : 多分、皆さん。

委 員 : ああ、そうですか。そういったものがあるっていうことは、ソフトバンクさんっていったら大きいじゃないですか。もっともっとPRできたらいいなと思いますし、何しろ市長が全然あちらのほうへ行かれないんじゃないですか。もっと大きいことを陳情するというか、そういったこともしないとだめなんじゃないかなというのを娘から聞いております。

議 長 : ここで申し上げることじゃないけど、一応ソフトバンクの宮内謙さんとはいろいろ接触もしながら、いろんなことを水面下ではまだ発表できることはないですけど、進めてはおります。で、多分インドの事業に関しては、多分愛媛県の予算で、愛媛県商工会議所連合会が窓口になって行ってるんだと思うんですよ。

委 員 : はいはい。

議 長 : だから、松山商工会議所単独の事業じゃなくて、多分県予算を使って、県が今、東南アジア、インド、タイとか、全部進めています。で、窓口で多分松山商工会議所が行ってるんだと思うんで、一応全県下には案内、まあ、案内が来てないかな、県からなんで案内出来てないかもしれないんですけど。

けど、あと言われたことの、その市長がもう少し行ってくれというのは、それもあると思います。

事務局 : はい。

議 長 : 私、いいですか。

事務局 : はい。

議 長 : この危機管理の、13ページの危機管理、第19条、ここに入れる必要はないんだろうけど、今までの災害を見てたら、やはり過去に起こった災害が大体起きてるというのが多いかなと思うんですね、100年前にあったとか、何年前にあったとかという。その危機管理のところ、次あったことに備えるということとともに、何かこう伊予市の歴史をもう少し過去にどのような災害があったのか、災害に学ぶべきだと思うので、そこは何かこう、この条例を変える変えないは別にして、何か取り組んでいただきたいと思うんですけど。

事務局 : それは、例えば伊予市の地政学的な面からという、取り組みをということによ

ろしいですか。

議長： いや、昭和南海地震、安政の大地震、宝永の大地震、このときにも伊予市には被害が出てますけど、どのような被害が出てるのか。多分それと同じことがまた起きると思うんですよね。今、100年に1遍って言うたら、この3つの地震が150年、100年単位で起きてるから、また起きるだろうと。ただ、この3つの地震で起きたことは、また起きる可能性が高いんですよね。歴史をちょっと習ってみると、ほかの県でも大体過去にあったことが起きてるだけであって、新しいことは余り起きてないので、多分伊予市さんのほうでもその3回の地震でどんだけの被害があって、どうなったかというのは……。

事務局： そうですね、恐らく市史なんかにも記述があるんじゃないかと思えますので。

議長： そうですね。

事務局： はい。

委員： みんなに徹底してもらって。

議長： そう、そうなんです。備えるに当たって、過去にこっだけあったというのは、何かこう、これはここに入れるべき問題ではないないかもしれないけど、ちょっとお願いしたいなど。

事務局： 別途これは検討したいと思います。別の地域で大雨が降った、地震があったというよりも、過去に伊予市でこうやったんですよと言うたほうが実感が湧くかもしれないので。

議長： そうですね。多分3回とも何名か亡くなられておるんですよね。その何名が津波で亡くなったのか、倒壊で亡くなったのか。

事務局： そうですね、はい。だから、いいと思います、それは。ありがとうございます。

委員： ちょっと構いませんか。

議長： はい、委員さん。

委員： 資料1の4ページの下にある長寿介護課の敬老会について2点ばかりお聞きしたいんですけども、達成、参加率というところですね、伊予市5割弱ということなんですけども、わかるとれば県下の他の市町村、私は5割というんは、物すごく参加しとるんか、低いんか、ちょっとわかりにくいんですけども、参考にしたいと思うんで、県下の市町村の参加率ですね。

もう一点は、70歳以上の者に対して市から助成金を出しておられる2,000円というのは、これはいつから2,000円なんですかね。

この2点ばかり、一丁わかるとればお願いします。

事務局： ちょっと個別になりますので、またお調べしてお伝えするという形で構いませ

んでしょうか。

委員 : はい、構いませんので。ありがとうございます。

議長 : あと、いいですか。

事務局 : はい。

議長 : この意見等への対応で、意見箱、今ありますよね。

事務局 : はい。

議長 : せっかくこういろいろ決めてるけど、今これ何ページやったかな、意見箱。12ページですかね。

委員 : 意見等の対応ですか。

議長 : はい。

委員 : 18条。

議長 : 18条、これ、半年ぐらいは見てないですけど、半年ぐらい前に見た時点では、せっかくこれ決めてるのに、適切にこう守られてないような気がしたんですよ。去年の2018年度の意見に関しては、そのときの時点では返答がされてなかったと思うんですよ。去年か、うん。2年前の分に関しては全部返答があったんですけど、去年の意見箱の意見に関しては1年ぐらい返信がなかったはずですよ。それと、意見箱の内容が少しちょっと市民とこう対立するような発言が多いと思うんですよ。

事務局 : ああ、はい。

議長 : せっかくこう条例で決めてるのに、全庁的なものについては情報の共有を図るとか、いろいろ書いてますけど、これは適切に意見箱に関しては運用ができてないんじゃないかな。見た感じですけど、ある部署ある部署が適度に答えてるだけであって、伊予市全体としては捉えてないような気がいたしましたので、まあ意見だけ。

事務局 : これは、未来づくり戦略室というのが担当しております、実際もう市長まで報告を上げて、内部処理はしておるんです。漏れがあったのか、ちょっと回答欄が消えてしまったのかはわからないんですけども、私たちが、私、総務課の前には福祉課におったんですけども、そのときにはもう福祉課で回答書をつくって、回答もいわゆる最高決裁、市長決裁まで出て、出すようにはしてありましたので、ちょっとその辺の手続が漏れておるのかもしれないので、確認をしておきます。

議長 : そうですね。2017年の分は適切に結構早い段階で返信されてたように思うんですけど、2018年に入った分に関しては、ほとんど返信されてなかったですね。

事務局 : ああ、そうですか。わかりました。確認しておきます。

- 委員 : もちろん意見箱には名前は入ってないんですよ。無記名ですか。
- 事務局 : 両方あります。入っとるのもありますし、入ってないのもあります。
- 委員 : 無記名は回答ないん。」
- 事務局 : 記名は必須ではないんですが。
- 事務局 : でも、無記名でも回答しよるよね。
- 事務局 : そうですね。
- 委員 : ということは、報告は無記名だったら、広報とかなんとかでっていうことなんですか。
- 議長 : いや、ホームページ。
- 委員 : ああ、ホームページ、はい。
- 議長 : だから、ホームページを見に行かないと、どんな意見が入ってるかと、どういう返答してるかわからないですね。だから、多分今年ぐらいになって、2019年になってから、ほぼ何かこう、いい意見がないなというのが……。
- 事務局 : ああ、そうですか。
- 議長 : 何かこう出してもだめみたいな。
- 議長 : あと御意見どうでしょうか。
- もう少し時間とりましょうか。もうよろしいですかね。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 : では、進めさせていただきたいと思います。
- 今のが1と2の説明ですので、続きまして議事の3、伊予市協働の指針(案)について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 : それでは、失礼いたします。
- 伊予市協働の指針(案)について御報告いたします。
- 資料のほうは3及び4となります。
- 資料3が前回確認していただいたものとなっております、その際に前回の会の中で字数が多かったり、ちょっと見づらいというような御意見をいただきましたので、概要版というのをつくってみました。そちらのほうは資料の4のほうに当たります。
- 中を見ていただけたらと思うんですけども、概要版なんですけど、1ページから5ページまでになっておりまして、中身が1から8まで、5ページに8って書いているんですけども、1から8までの構成となっております。
- 最初に、見出しで問いかけを行いまして、その下に内容を記載し、最後にコメントをつけるという形式をとっております。
- 基本的な中身とその流れにつきましては、前回お示しした内容となっております。

して、なるべく簡潔にしたものにしております。こちらのほうについては、ちょっと時間かけて見ていただいて、もし、こうしたほうがいいんじゃないかとかというようなところがあったら、また御提言いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

委員： 結局この13ページまであったのが、これだけで済んだってということですか。

事務局： 大分はしよったところがあるんで、こちらのほうは本来は語句の定義とか、そういったようなところも本来しておく必要があるところもあるんですけども、そういったともちょっとはしよったり、市民満足度調査とかそういったようなものの提示もあったんですけども、こちらのほうもはしよって、省いているような感じにしております。なので、ちょっとこういう圧縮したような、まとめたような形になっております。

前回ちょっと文字が多過ぎて、読む気にならないんじゃないかというような意見がございまして、なるべく文字数に関しましては省いたような形をとりましたんですけども。あとちょっと絵で見たら、文字より絵のほうがいいんじゃないかっていうようなところ、またイラストなんかもまた考えていけないというようなところもあるのかもしれないんですが、とりあえずはこういう形にさせてもらってます。

議長： まあ見やすくなったといえば、見やすくなったような気もするんですね。ちょっと前の資料だと、何か見るのがいやだけど、これだったら見やすいし。

委員： 見るのが楽しい感じになりますよね。

議長： うん、うん。

委員： 見やすいと思います。

議長： 見やすいので、これに関してはこれでいいのではないのかなと思うんですけど、皆さんの意見はどうでしょう。

委員： いいと思います。

議長： 今日のあれやね、さきに戻ると、1番、2番がもうほとんど変更なしという形でいきますよという形と、この協働の指針に関しては、こういったように簡易版にしますよという形の流れですね。

事務局： はい。一応、資料の3はそのまま生かして、見てもらうときには概要版をという、2本立てで。

議長： ああ、なるほど、はい。

委員： そういうことですね。

議長： じゃ、この伊予市協働の指針、この案ですね、概要版、こういった簡単なもの

にするというような形で、皆さん御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長： はい。

それでは、本日予定されておりました議題は以上でございますが、次、その他からいきますね。

議事の4、その他につきまして、委員、事務局の皆さんから何か協議事項はございませんでしょうか。

委員： はい。

議長： はい、どうぞ

委員： 細かいことで悪いんですけども、これ資料2ですね、危機管理の19条、13ページなんですけど、ちょっと一番最後、第7章（危機管理）のこの、3の「取り組みます」がちょっと印刷が外れてるみたいなんです。

事務局： 字が消えてるみたいですね、済いません。

委員： それと、具体的なことはこれ危機管理課がされてるんだらうと思うんですけども、大谷川ですよ、あそこって例えば豪雨災害があったときみたいに、大谷川が氾濫してバックウォーターになったら、各それに流れてる市管理のいろんな小さな水路や地区管理の農業用水なんか全部、あれ何か、今聞いたら策定し直してるんですよ、浸水地域。

事務局： ええ。それ聞いてます。

委員： だから、結局それを受けて伊予市のほうもハザードマップを直しておられるのはお聞きしたんですけど、それはもう危機管理のほうで今策定中で、具体的には何も出てないんですよ。

事務局： まだ出てないね。県のマップだったら、まあ……。

委員： 県が発表してないから、できてないということですよ。

事務局： はい。

事務局： 今度、ハザードマップの見直しのときにという考え方でいるようですね。

委員： あれ、大体いつごろ予定ですかね。県が発表しないとできない、進まないってということですかね。

事務局： はい、そうですね、基本的にはそうなるんですけども。

委員： 今、ハザードマップを見てみたら、大谷川は何かあの近辺はそんなに浸水しないような格好になってますよね。ちょっと前から、不思議と思ってね、議長さんが仰ってたように過去の文献、資料で何か恐らく地震とか大雨とかがあってあその近辺であふれるんじゃないかな。そのために水門を作って、とめてるんじゃないかなと私は思ってるんですけども、まあ余りそちらの事務局に詰

めてもしようがないんですけれども、なるべく早くそういったことを市民のほうに知らせて、議長さんが言ったように過去の史料等を見て、恐らく市史だけではなく、そういったことを何かされてる、私の記憶では何か歴史文化の会とか何か伊予市でもされとったように記憶があるんですけど、今はなくなったんでしょうかね。ちょっともう余り聞かなくなったんですけど、そういった文献か何かされてる方からも具体的なあれが出てたら。一番いいのは伊予市史とか、上灘、下灘、中山にもそれぞれあると思うんですけど、そういったことでもし危機管理が一生懸命されとるとは思いますけれども、また何か大雨になったときには対応が大変な時で、そうはいつでも我々住民だけでは一番難しいし、何かこの間もどっかの市町村の役場に自衛隊が来たら、受け入れ要請してなかったのが帰ったって、何かすごい変なことになるとし、水やけん別にそれほど、水も大事やけど、実際に人があれになってるっていうわけではなかったんやけど、ちょっと不思議な感じもしたので、まあ基本っていえば基本なんで、基本を翻してまでっていう、その理屈もわかりますけれども、ちょっと余り詰めた話で申しわけないんですけど、もし何かありましたら議長さんとあわせて、議長さんの意見とあわせてちょっと考えてもらって、今度何か12月に……。

事務局 : そうですね、予定は。

委員 : 大体そういった見通しぐらいでも話があれば、見通しぐらいでいいです、具体的な回答がなければ困るとかではないので、12月がだめやったら、次の会でもいいですし、お忙しいでしょうから、そこら辺のところはお任せしますので。

以上です。

議長 : ありがとうございます。

その他ございませんでしょうか。

委員 : 濟いませぬ。

議長 : はい。

委員 : ちょっとよくわからないので申しわけないんですけど、この概要版の中に、住民自治という言葉は入るところはあるんですかね。それとも、私もよくわからないんですが、入れるべきかどうか少しわからないんですけど。今、住民自治がされだにだけというのがやっぱりちょっと寂しいかなという気がするんですけど。

委員 : 概要版ですかね。

委員 : 概要版のほうです。この概要版を見て、さっきもありましたとおり、いいなあというふうに思っています。これ、みんなに見てもらったらいんじゃないか

なというふうな気がしておるんですけども、その中に住民自治という言葉が入ったほうがいいのかどうか、よくわからんですけども、私の気持ちとしては入れていただいてもいいかなというふうに。

議長： はい、事務局。

事務局： 濟いません、失礼いたします。

委員さんが仰られました住民自治の概要版への、概要版というのは協働の指針のほうへの件なんですけれども、確かに、本市も住民自治を推進していこうという立場でございますので、協働の指針の中にでもそういった内容、取り組みとかですね、基本的に住民自治組織が協働の、地域単位での協働の組織として大きな役割を担っていただくということに変わりございませんので、この中のどこかにそういった内容のものをつけ加えさせていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： はい、よろしくをお願いします。

事務局： この本体のほうには入っておりますので、ここを引用して、こっちの概要版のほうにも入れるようにしたいと思います。

議長： はい、ありがとうございます。

事務局： 濟いません。

議長： はい、どうぞ。

事務局： 住民自治組織のお話が出たんで、前回、議長さんのほうから、伊予市が住民自治組織に交付金をつくる、あげるという要綱を今つくってるんですけども、ちょっと他市の状況とかを教えていただけないかということやったんですね。ちょっと今この場をかりて御説明をさせていただきたいんですけども。

議長： はい。

事務局： 今、うちのほうが交付金をされだにさんのほうにお渡ししてるんですけども、この交付金の中身が住民自治組織の基礎的な運営費という形でお渡しをしてる要綱になってるんですね。そういった規則も何かの事業をするお金という目的の交付金ではなくて、もう住民自治組織を運営するためのお金という形で渡しているようなつくりをしているところは、ちょっと近隣ではほとんどないんで、大体のところは何かをこんな、例えば敬老会をしますとか、防犯のパトロールをしますとかという、そういう事業メニューを丸っと含んで、じゃあ交付金をあげましょうというつくりのところが多いんで、一種ちょっと伊予市のつくり方は、運営費として自由に基本的に使ってくださいという渡し方をしているところは、近隣では余り見かけないということをちょっとお伝えさせていただきたいと思います。

- 議長 : はい、ありがとうございます。まあ、そっちのほうが何か応用の幅があって、いいような気がするね。
- 事務局 : そうですね。そういう目的で、そもそもつくったという形になりますので。
- 議長 : その他はどうでしょうか。
- これ、3の(4)を締めてから、4で今度の予定をもう一遍やる。おおむねこれは……。
- 事務局 : そしたら、この場でよろしいですか。
- 議長 : はい。
- 事務局 : それでは、お手元の資料の、これ資料って打ってないんですが、今後の予定についてという1枚物を御確認いただけたらと思います。よろしいでしょうか。
- 今後の予定について御説明させていただきます。
- 今回、協議していただきました内容をもとに、今後どう進んでいくかというものをこの表で示しております。
- 第4回、今回ですね、伊予市自治基本条例につきましては、改正事項あり、改正事項なしというようなことで2通り書いてるんですけども、今回は改正事項なしというようなことでございますので、第5回の12月中を予定しているんですけども、皆さんから今回いただきました意見、報告事項などもございましたので、そちらのほうを含めまして、答申書の作成をさせていただきます。
- 答申書ができましたら、一度この第5回のときに御確認いただきまして、市長への答申というような流れをとっていかせてもらったらと思います。
- 伊予市協働の指針につきましては、今回いただいた、先ほど住民自治の言葉を入れるというようなことで訂正などをさせていただきますして、第5回の中でそれを報告させていただきますして、市長への答申というような形をとらせていただいたらと思っております。
- 以上でございます。
- 議長 : これは、第5回を12月に開催するということ、開催せずに。
- 事務局 : いや、第5回を開催してですね。
- 議長 : そうやね。
- 事務局 : はい。でき上がった最終案をまた見ていただいて、その後の……。
- 議長 : 12月いうたら、もうすぐそこなんやけど。
- 事務局 : そうですね。
- 議長 : 事務局案で。日にちは、もしあるんなら、もうこの場で。
- 事務局 : ちょっとまだ、済いません。
- 議長 : ああ、本当。

事務局 : ちょっとそこら辺はまた日程を調整させていただきながら。そうですね、答申書にいただいた意見を踏まえて。

議長 : じゃ、一応第5回を12月に開催するというごさいますので、また事務局のほうから……。

事務局 : ちょっと12月で間に合わなかったら、できなかったら、1月になるかもしれないので、済いません、申しわけありません。

議長 : わかりました。そういうことで、12月ないし1月に第5回を開催するというごさです、皆さん御参加いただきたいと思ひます。

それでは、委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして第4回伊予市参画協働推進委員会の議事を終了いたします。

それでは、進行役を事務局へお返しいたします。

事務局 : 済いません、委員長様、議事進行ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり御協議いただきありがとうございました。

それでは、次第では4にその他があるんですけども、今先ほど報告もさせていただきますので、連絡事項等も特にないということによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局 : それでは、その他ないようすので、本日の第4回伊予市参画協働推進委員会を閉会させていただきますと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。お世話になりました。

午前11時2分 閉会